

大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

〔平成19年7月26日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を受付名簿に記入しなければならない。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、30人とする。

(傍聴券等の交付)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第6条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴証)

第7条 傍聴証は、報道関係者で議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第9条 傍聴人は、係員からの要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第10条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号の定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表）

No. _____

大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴券

年 月 日（当日限り通用）

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長 ⑩

（裏）

傍聴される方へのお願い

- 1 本券の使用は、受付名簿に記名された本人に限ります。
- 2 本券は、傍聴中お持ちください。
- 3 係員から本券の提示を求められたときは、いつでもお示しください。
- 4 退場される時、傍聴が終わったとき、又はその他不要となったときは、本券はお返しく下さい。
- 5 傍聴席では静粛にしてください、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしないでください。
- 6 傍聴席では飲食又は喫煙をしないでください。
- 7 帽子、コート又はマフラーの類は着用しないでください。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 8 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従ってください。

（表）

No. _____

傍聴証

報道関係者用

年 月 日（当日限り通用）

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長

⑩

（裏）

傍聴される方へのお願い

- 1 本証の使用は、受付名簿に記名された本人に限ります。
- 2 本証は、傍聴中お持ちください。
- 3 係員から本証の提示を求められたときは、いつでもお示しください。
- 4 退場される時、傍聴が終わったとき、又はその他不要となったときは、本証はお返してください。
- 5 傍聴席では静粛にしていいただき、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしないでください。
- 6 傍聴席では飲食又は喫煙をしないでください。
- 7 傍聴席では写真、映画等の撮影又は録音等をしないでください。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 8 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従ってください。